

指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例をここに公布する。

平成25年3月28日

静岡県知事 川勝平太

## 静岡県条例第24号

指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例

(趣旨)

**第1条** この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第42条第1項第2号、第70条第2項第1号、第72条の2第1項並びに第74条第1項及び第2項の規定に基づき、指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定居宅サービスの事業の一般原則)

**第2条** 指定居宅サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

2 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村（特別区を含む。）、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

3 指定居宅サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

(基準該当居宅サービスの基準)

**第3条** 法第42条第1項第2号に規定する基準該当居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準は、規則で定める。この場合において、当該基準は、サービスの質の確保に留意したものとしなければならない。

(法第70条第2項第1号の条例で定める者)

**第4条** 法第70条第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。

(指定居宅サービスの事業の人員に関する基準)

**第5条** 第2条に定めるもののほか、法第72条の2第1項第1号の指定居宅サービスに従事する従業者に係る条例で定める基準及び条例で定める員数並びに法第74条第1項の条例で定める基準及び条例で定める員数は、規則で定める。この場合において、これらの基準は、第2条に規定する指定居宅サービスの事業の一般原則を踏まえたものとしなければならない。

(指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準)

**第6条** 第2条に定めるもののほか、法第72条の2第1項第2号及び第74条第2項の指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準は、規則で定める。この場合において、これらの基準は、第2条に規定する指定居宅サービスの事業の一般原則を踏まえたものとしなければならない。

## 附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

**附 則（平成31年3月26日条例第47号）**

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

**附 則（令和3年3月26日条例第22号）**

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第2条第3項、第2条の規定による改正後の指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第2条第3項、第3条の規定による改正後の養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例第2条第4項、第4条の規定による改正後の指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第3条第1項第4号及び第2項第3号、第5条の規定による改正後の介護老人保健施設の施設、人員並びに設備及び運営の基準に関する条例第2条第1項第4号及び第2項第3号、第6条の規定による改正後の指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例第2条第4項、第7条の規定による改正後の特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例第3条第1号オ及び第2号ウ、第8条の規定による改正後の軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例第2条第4項及び附則第6項並びに第9条の規定による改正後の介護医療院の施設、人員並びに設備及び運営の基準に関する条例第2条第1項第4号及び第2項第3号の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるように努めなければ」とする。